

# 法定外中間検査業務規程

株式会社日本確認検査センター

2020年9月

(適用範囲)

第1条 この法定外中間検査業務規程（以下「規程」と言う。）は、（株）日本確認検査センター（以下「センター」と言う。）が指定確認検査機関として行う建築基準法第7条の3に掲げる中間検査工程（以下「特定工程」という。）以外の中間検査業務に関して、建築基準法第20条に特化して行う法定外中間検査業務に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 法定外中間検査とは建築基準法第7条の3第1項及び施行令第11条に定める特定工程以外の工程で法第20条に帰する構造躯体の安全性に特化して行う中間検査を言う。依頼者より提出された設計図書等（構造計算書は含まず）と現地の施工状況を照合し相違のない事を確認する業務である。

(目的)

第3条 中間検査の特定工程は、基礎の配筋及び2階の床及び梁を支持する配筋工事又は2階の床版の取り付け工事の2回の工程のみでほぼ終了し、未検査の階については、完了検査時に提出される膨大な資料で判定することとなるため、工事監理者及び工事施工者以外の第3者機関として公平中立な立場から未検査部分の法定外中間検査を行い居住者等の安心感を増大することに寄与することを目的とする。

(手順)

第4条 法定外中間検査の手順は「確認検査マニュアル」に沿って行うものとする。

(業務区域)

第5条 業務区域は、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の全域とする。

(検査業務を行う時間及び休日)

第6条 法定外中間検査を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時（土曜日は午前9時から午後4時まで）とする。

2 前項の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏休みは8月13～16日のうち2日間、年末年始は12月29日から翌年1月3日までの日。

3 第1項に定める検査の業務を行う時間及び前項の休日については、緊急を要する場合又は事前にセンターと依頼者との間で検査日時の調整が整った場合はその限りではない

(検査を行う対象)

第7条 検査を行う対象は次に掲げるものとする。

- (1) 当社または他の指定確認機関で確認済証を交付された建築物で、特定工程以外の工程で、地盤改良工事及び杭工事を除くものとする。

(依頼者の承諾事項)

第8条 他機関で確認済証を交付された物件については、依頼者は確認済証の写し、及び確認申請時の図書(副本)に添付された図書のうち、計画概要書、各階平面図立面図、断面図、構造設計図(構造計算書は除く)の図書を準備する。

- 2 他機関で確認済証を交付された建物についての法定外中間検査は、依頼書に添付された図書と現場の施工状況の相違がないか照合、確認する行為であって、建築基準法関係法令に合致しているかどうかを確認するものではないこと。
- 3 法定外中間検査確認書は工事監理報告書に代わるものではないこと。
- 4 特殊認定工法採用の場合、施工要領書を添付すること。

(法定外中間検査の依頼、受付、引き受け、契約)

第9条 依頼者はセンターの定める依頼書2部に必要図書を添えて法定外中間検査の依頼を行う。

- 2 センターは依頼者からの依頼書を受けた際は、引受承諾書及び請求書を発行し、これにより契約が成立したものとする。

(検査の予約)

第10条 依頼者は検査を希望する対象の工事工程に至る前に検査希望日等を記入した、法定外中間検査予約申込書をセンターに提出し予約の申込をしなければならない。

- 2 センターは依頼者からの検査予約を受けた時は、日時と担当検査員を決定し依頼者に伝える。

(法定外中間検査の実施)

第11条 センターが法定外中間検査を引受けた時は検査員が検査現場に赴き、目視・計測等により依頼書添付の図書の内容と現地の施行状況の相違がないかを確認する。

(法定外中間検査の結果)

第12条 センターは依頼者に対し前条の検査の結果、依頼書添付の図書の内容と現地の施工状況に相違がない事を確認したときは、その旨の確認書を交付する。

(手数料の算定)

第13条 法定外中間検査に係る手数料は、検査対象面積、確認済証の交付機関等によりその都度算定する。

(手数料の収納)

第14条 依頼者は、法定外中間検査申請の際、手数料を銀行振り込みにより納入するものとする。

- 2 上記の振込手数料は依頼者の負担とする。
- 3 センターと依頼者は協議により、一括の納入等の方法を取ることができる。

(法定外中間検査の取り下げ)

第15条 依頼者は、依頼者の都合により確認書の交付以前に依頼を取り下げる場合は、その旨及び

理由を記載した取り下げ届をセンターに2部提出する。

2 センターは上記取り下げ届の届出があった場合は、検査を中止し、提出された依頼図書を返却する。

(手数料の返還)

第16条 収納した手数料は原則として返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により検査が実施出来なかった場合はこの限りではない。

(業務の範囲)

第17条 センターは、依頼者に代わって図書、書類を作成すること、その他制限業務であるコンサルティング業務に相当する業務は一切行わない。

(帳簿及び図書の保管、個人情報保護)

第18条 帳簿及び依頼図書の保管及び検査にあたって知り得た個人情報等の適切な管理を行うために必要な措置を講ずる。

附則

この規程は令和2年10月1日より施行する

別表(番号の付け方)

法定外NK20-0001-①-A

1~2桁目	当センターを表す記号 NK
3~4桁目	西暦
5~8桁目	年度の通し番号(0001から順に付するものとする。)
9桁目	検査床の階数
10桁目	工区番号(Aから順に付するものとする。)